



# 羽の情報便

法定調書の提出期限は1月31日です！

法定調書は、給与や報酬、料金等の支払い者が、支払先の住所や氏名、支払い金額などが記載された書類で、税務署が各納税義務者の所得金額や資産などの状況を把握するために提出を義務付けているものです。法定調書は、原則として支払いが生じた年の翌年1月31日となっており、支払いを行う会社（事業所など）の所在地を所轄する税務署に提出することになっています。

但し、地方税法で義務付けられている「給与支払報告書」や「特別徴収票」については、その受給者（社員など）の住居地の役所へ提出することになりますので注意が必要です。なお、「給与支払報告書」の提出先は受給者のその年の翌年の1月1日現在の住所地の市区町村、「特別徴収票」の提出先はその年の1月1日現在の住所地の市区町村になります。

主な法定調書の提出義務者は、次のとおりです。

1. 「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は、俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの給与等の支払をする者です。
2. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、退職手当、一時恩給その他これらの性質を有する給与等の支払をする者です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、退職所得の源泉徴収票と特別徴収票は提出する必要はありません。
3. 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、外交員報酬、税理士報酬など所得税法第204条第1項各号に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金の支払をする者です。
4. 「不動産の使用料等の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払いをする法人と不動産業者である個人です。
5. 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の譲受けの対価の支払をする法人と不動産業者である個人です。
6. 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払をする法人と不動産業者である個人です。

法定調書の提出は、年1回しか発生しませんのでつい忘れがちです。漏れなく誤りなく提出するためにも、余裕をもった準備をしましょう。



法定調書（源泉徴収票）の提出時期

## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

## 領収書がなくても諦めない！

電車賃やバス代等は領収書がもらえません。また、タクシーに乗ったときや飲食店で接待したときに領収書をもらうのを忘れてしまったなど。あるいは、領収書はもらったけど、なくしてしまったということもあると思います。

現金出納帳などの帳簿への記帳は、領収書に基づいて行うというのが普通です。従って、領収書がなければ記帳することができません。

そこで、領収書が無い為に支払ったのを忘れてしまい、記帳できなかったことや支払った金額は覚えているけど、領収書がないために諦めてしまい、記帳しなかったこともあると思います。

これらの支払も、年間を通して何件もあるとかなりの金額になるのではないのでしょうか。そこで、領収書がなければ必要経費として認められないことはありません。また逆に、領収書があれば何でも必要経費になるというものでもありません。領収書がなくても、事業に必要な支払いをしたことを証明できれば、必要経費として認められるのです。

そのためには手帳や業務日報、伝票、メモ書きなど何でもかまいませんので、書いておく必要があります。

その際は、支払った日付、金額、相手先、内容等、できるだけ詳しく書いておいた方が良いでしょう。

## 人材派遣や外注の利用

どんな会社でも人件費はコスト削減の大きなテーマとなります。従業員を雇うか、人材派遣や外注などアウトソーシングで賄うかは経営者にとっての大きな手腕であり選択肢となります。雇用契約に基づいて、労務の対価として従業員に支払われる給与や賃金は、課税仕入れの範囲から除外され仕入れ税額控除の対象となりません。つまり給料には消費税がかからないためいくら支払っても、売上にかかる消費税から差し引くものはありません。健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などにも仕入れ税額控除はありません。

一方、人材派遣会社への費用や外注費は、仕入れ税額控除の対象になり消費税の節税効果もあります。アウトソーシングを活用することで、人件費のような固定費を変動費に変えて、負担を軽くすることは大きなメリットです。



# コスト削減術

## 経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまう困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

## 設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみたいかがでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

## 一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

## おもしろ税金ものがたり (5)



### ■トランプ税

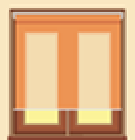
1902年施行された骨牌税が、1957年にトランプ類税として制定され麻雀牌・トランプ・花札などに課税された国税です。証紙を貼ることが義務化され、製造業者などを納税義務者とする間接税でした。

年配の方はご存知だと思いますが、若い方はご存知ない方が多いのではないのでしょうか。

1989年(平成元年)の消費税導入により廃止されました。

### ■窓税

窓の数に応じてかけた税金です。日本では戦国時代から江戸時代に、18世紀のフランスでは、家屋の戸や窓の数に応じてかけた戸窓税がありました。



# お客様からのQ & A

社内規程にて決められた健康管理を目的として実施している定期健康診断や三十五歳以上の人間ドックで会社負担している費用は、給与等として課税すべきですか？

結論から申し上げますと、給与等として課税する必要はありません。

役員や特定の地位にある一部の人のみを対象としてその費用を負担するような場合には、課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要性から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者のすべてを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はありません。



## 税金まめ知識（第5回）所得税

所得税は、「儲け」つまり所得を計算の対象として、個人が納付する税金です。課税する主体は国になりますので、所得税は国税で、直接税かつ普通税の分類に入ります。

大雑把な表現で言うと、1年間の所得から所得控除額を差し引き、その残額に税率を適用して税額を算出します。

「**所得税**」=（「**所得金額**（収入－費用）」－「**所得控除**」）× **税率**

所得金額は、下図のように収入の態様によって所得を10種類に分類し、その区分ごとに定められた算式により計算します。その所得金額の合計額から所得控除で適用できるものを控除し、課税対象額を計算しています。その課税対象額に税率を適用すると所得税額が算出されます。

### ■10種類の所得区分

所得区分	所得の内容
利子所得	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金など
配当所得	株式の配当金、余剰金の分配、基金利息、証券投資信託の分配金など
不動産所得	不動産、不動産での権利、船舶、航空機などの貸与による所得
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業による所得
給与所得	奉給、給料、賃金、歳費および賞与などの給与にかかる所得
退職所得	退職手当、一時恩給など退職により一時に受ける給与にかかる所得
山林所得	保有期間が5年を超える山林の伐採または譲渡による所得
譲渡所得	棚卸資産などの販売用資産以外の資産の譲渡による所得
一時所得	上記8種類以外の所得で営利を目的とする継続的行為からの所得以外の一時所得
雑所得	公的年金の収入や業としない原稿料にかかる所得など

### ■物的控除と人的控除

控除分類	種類
物的控除	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除
人的控除	障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除



# 今月のコラム

新年明けましておめでとございます。皆さんは、どんなお正月をお過ごしになりましたか？初夢はご覧になりましたか？私は、年末ジャンボの夢もはかなくも散り、また今年も地道に頑張ろうと心に誓いました。(笑)

年明け早々から頭の痛い話題ですが、世の中、食品から石油まで値上がりラッシュが続いています。そんな時代にピッタリうちの営業マンから聞いた、究極の節約エコライフをご紹介します。お財布の中身にかかわらず、冬とは言え、社内でも外出中でも喉は渴きます。一日に使う清涼飲料水代もばかになりません。そこで彼が生み出した究極のエコテクニクが、自宅から飲み終えたペットボトルにお茶を入れて持参するアイデアです。節約にもなりますし、当然エコなので◎なのですが、その言い訳がまた凄いです。「いまオリジナルの水でつくる緑茶と玄米茶のブレンド茶に凝っていて、健康にとってもいいんだ。」と言うのだそうです。直接口に付けるものだから、誰からも飲ませてと言われないから言い訳も完璧・・・すごい。ぜひ皆さんも言い訳と一緒に試されてはいかがでしょう。

本年もスタッフ一同、お客様のお役に立てるよう頑張りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～  
(青色申告のみ)

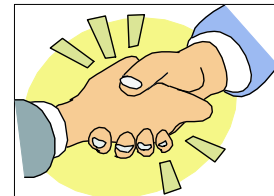
法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

- ※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け
- ※ 試算表作成(ご希望の方)
- ※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

